

金武町長による成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は町長が民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判の請求（以下「審判請求」という。）をする場合における手続等を定める。

(町長による審判請求対象者)

第2条 町長は、次の各号の全てに該当する要支援者を保護するため、成年後見制度を利用することが特に必要であると認めたときは、審判請求を行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力、民法第7条、同法第11条又は同法第15条第1項に定める状態にあると認められる者
- (2) 介護保険に係るサービスその他の福祉サービス若しくは保健医療サービスを受けている者又は受ける必要があると認められる者
- (3) 配偶者及び二親等内の親族がいない者又はこれらの親族による第6条第1号、第2号若しくは第5号に掲げる審判の請求が見込まれない者（これらの者の三親等又は四親等の親族であって、これらの審判の請求をする者の存在が明らかであるものを除く。）

2 前項に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者。ただし、老人福祉法第5条の4に規定する他の市区町村の措置により本町に住所を有する者、介護保険法（平成9年第123号）第13条の規定により他の市区町村が行う介護保険の被保険者である者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第19条第3項に規定する特定施設に他の市区町村から本町へ入所した者を除く。
- (2) 本町以外に住所を有する者で、介護保険法その他の法令の規定により本町が援護等を行っている者

(3) その他町長が認める者

(審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、対象者がいると推測される場合には、後見開始等審判請求要請書(様式第1号)をもって町長による審判請求を要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員

(3) 介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設の職員

(4) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員

(5) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(6) その他対象者の日常生活維持のため、現に有効な援助支援を行っていると思われる者で、かつ、四親等以内の親族でない者

(対象者及び親族の調査の実施)

第4条 町長は、前条の規定により町長による審判請求の要請があったときは、対象者に面談等を行い、次に掲げる事項について調査するものとする。

(1) 対象者の生活状況及び健康状況

(2) 対象者の親族等の有無

(3) 親族等から対象者への虐待、無視等の事実の有無

(4) 対象者と親族等との財産争議の事実の有無

(5) 町長が親族等に代わって町長による審判請求をするべき事由の有無

(親族等への説明と援助)

第5条 町長は、前条に規定する調査の結果、対象者に親族等がいるときは当該親族に成年後見制度利用の必要性を説明し、親族等による審判請求を促すものとする。

2 町長は、要支援者の親族等が審判請求を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、要支援者の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を親族等に提供し、親族等が行う審判請求手続等の援助をすることができる。

3 町長は、前項において情報の提供を行う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金武町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年金武町条例第18号)の規定に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければな

らない。

(審判の種類)

第6条 審判請求の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する旨の審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する旨の審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人の同意を要する行為に関する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する旨の審判（民法第876条の9第1項）

(検討会議の設置)

第7条 町長は、審判申立に係る手続の適正を期するため、金武町成年後見等開始審判申立検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議は、次に掲げる職にある委員をもって構成する。

- (1) 保健福祉課長
- (2) 住民生活課長
- (3) 保健福祉課長補佐
- (4) 保健福祉課社会福祉係長
- (5) 保健福祉課保健予防係長
- (6) 保健福祉課高齢者福祉係長
- (7) 地域包括支援センター担当者

3 検討会議の委員長は保健福祉課長とし、委員長は検討会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、保健福祉課長補佐がその職を代理する。

5 検討会議は、要支援者について、審判請求調査及び検討票（様式第2号）により総合的な検討を行い、その結果を審判請求検討結果報告書（様式第3号）により町長に報告するものとする。

(検討会議の招集及び議決)

第8条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会議は、原則として委員の過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、検討会議において必要と認めるときは、委員以外の学識経験者、関係部署職員及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会議の庶務)

第9条 検討会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(審判請求の決定)

第10条 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づく審判請求に関する決定は、町長が行うものとする。

(審判請求費用の手続)

第11条 審判請求に係る審判請求書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第12条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第13条 町長は、家事事件手続法第28条第2項に基づき、家庭裁判所が要支援者又は関係人が審判請求費用を負担すべきと判断した場合においては、前条による町が負担した審判請求費用について、要支援者又は関係人に請求することができる。

(関係台帳の作成)

第14条 町長は、次に掲げる書類等を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 成年後見等支援個人台帳（様式第4号）
- (2) 面接（通告）記録票（様式第5号）
- (3) 成年後見等事件番号登載簿（様式第6号）
- (4) 求償費用額徴収関係台帳（様式第7号）

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 8 月 12 日から施行する。

(廃止)

2 金武町成年後見制度における町長による審判申立に関する要綱（平成 18 年金武町告示第 59 号）は廃止する。

後見開始等審判請求要請書

年 月 日

金武町長 様

(要 請 者)
住 所
氏 名
(勤務先等)

金武町長による審判請求の手続きに関する要綱第 3 条の規定に基づき、後見開始等審判の請求を次のとおり要請します。

対象者	氏 名		性別	男 ・ 女
	住 所			
	生年月日	年 月 日	年齢	() 歳
心身の状況				
生活状況				
親族、収入、 資産等の状況				
町 長 の 審 判 請 求 の 要 請 に 至った理由等				

審判請求調査及び検討票

主管課：_____

担当者：_____

調査日： 年 月 日

氏 名		性別(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所			電話番号	
現 在 地	〒 (施設名：)		電話番号	
障害者手帳等	無・有 ()		等 級	種 級
障がい名				
発見、相談・要請等の経緯				

I 本人の生活・健康状況及び事理を弁識する能力

1 身体の状態		2 日常生活動作の状況	
身 長	cm	歩 行	ア：自分で可 イ：一部介助 ウ：全介助 ()
体 重	kg	排 泄	ア：自分で可 イ：一部介助 ウ：全介助 ()
視 力	ア：普通 イ：弱視 ウ：全盲	食 事	ア：自分で可 イ：一部介助 ウ：全介助 ()
聴 力	ア：普通 イ：やや難聴 ウ：難聴	入 浴	ア：自分で可 イ：一部介助 ウ：全介助 ()
言 語	ア：普通 イ：少し不自由 ウ：不自由	着 脱 衣	ア：自分で可 イ：一部介助 ウ：全介助 ()
意思表示	ア：可能(口頭 ・ 筆談 ・ 手話) その他() イ：不可能	要介護度	ア：認定無し イ：認定有り ()
3 生活及び健康状態			
4 精神の状況			

様式第2号(第7条関係)

5 財産等の管理・処分能力等		
ア 1人で日常生活をするのに問題はないが、重要な法律行為(施設への入居契約など)や財産行為(不動産・自動車などの売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りなど)については、誰かが代わりにやるほうがよい。 イ 1人で日常生活をするのに問題はないが、重要な法律行為(施設への入居契約など)や財産行為(不動産・自動車などの売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りなど)については、自分ではできない。 ウ 1人で日常の買い物などをすることができない。		
6 同意の有無		
同意の有無 ① 本人は審判がなされることに同意している。 ② 本人は審判がなされることに同意していない。 ③ 本人が審判がなされることに同意しているかどうかは分からない。 同意していない場合の理由 ① 本人が理解できる状態でないため。 ② 本人は理解できる状態であるが、本人に不安を与えるなどの影響を考えたため。 ③ 本人が審判請求に反対しているため。 ④ その他()		

II 配偶者及び親族等の状況

1 配偶者及び親族の存否 ※必要に応じて戸籍謄本並びに家系図等を添付すること。		
氏 名	続 柄	2 本人保護の可能性及び審判請求を行う見込み(経済的状况を含む。)

III 本人の経済的状况

1 主な収入	2 主な支出	3 資産状況

様式第 2 号(第 7 条関係)

IV 審判請求の必要性

1 必要とする審判請求の類型	
2 理 由	

V 審判請求及び他の施策活用による効果

1 審判請求による効果	
2 他の施策活用及び効果	

VI 備考

1 特記事項	
2 添付資料等	

様式第 2 号(第 7 条関係)

VII 検討

1 財産等の管理・処分能力等
ア：自己の財産を管理・処分することができる。 イ：自己の財産を管理・処分することができない(後見)。 ウ：自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である(保佐)。 エ：自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある(補助)。
2 親族等による保護の可能性及び審判請求の見込み
ア：困 難 イ：可 能(氏名：)
3 他の施策活用
ア：他の施策の活用を要する(施策：) イ：他の施策の活用を要検討(検討：) ウ：現在のところ特に要しない。

VIII 検討結果

ア：町長による審判請求対象 { (類 型) a：後見 b：保佐 c：補助 (審判請求費用の負担能力) a：負担能力有り b：負担能力なし イ：町長による審判請求対象外	
金武町成年後見等開始 審判請求検討会議	年 月 日 開催

事 務 連 絡
年 月 日

審 判 請 求 検 討 結 果 報 告 書

金 武 町 長 様

金武町成年後見等開始審判請求検討会議
委員長

金武町長による成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱に基づき、
年 月 日に金武町成年後見等開始審判請求検討会議を開催しましたので、別紙のとおり報告いたします。

審判請求検討結果報告書

氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日(歳)		
住所			

1 検討結果
ア：町長による審判請求対象 (類 型) a：後見 b：保佐 c：補助 (審判請求費用負担能力) a：負担能力有り b：負担能力なし イ：町長による審判請求対象外
2 理由

成年後見等支援個人台帳

ケース番号					
被後見人等氏名		性別	生年	年 月 日	
		男・女	月 日		
現 住 所					
本 籍					
家庭裁判所					
事 件 番 号					
事 件 名					
審 判 請 求	年 月 日 申立	(取り下げ)	年 月 日		
審 判	年 月 日 審判				
審判の確定日	年 月 日 確定	登記年月日	年 月 日		
終 了	年 月 日 終了	登記番号			
後見人等①	氏 名		登記年月日	年 月 日	
	住 所				
	連 絡 先				
後見人等②	氏 名		登記年月日	年 月 日	
	住 所				
	連 絡 先				
後見監督人	氏 名				
	住 所				
	連 絡 先				

面 接（ 通 告 ） 記 録 票

					受付番号			
課 長	課長補佐	係 長	面 接 者	面 接 年 月 日			面 接 場 所	
				年 月 日 () AM. PM 時 分				
支援を受けようとする者	氏 名				性別		生年月日	年 月 日生
	住 所						年齢	歳
来訪者等	氏 名					続 柄		
	連絡先等							
相談内容								
対 処						交付書類名		
面接者所見								

成年後見等事件番号登載簿

ケース番号		氏名		後見 類型	後見	年 月 日	年 月 日付 審判申立	担当印	報酬助成
担 当 課		住所			補佐		年 月 日付 審判確定・取り下げ	担当印	有・無
		事件番号			補助		年 月 日付 終了	担当印	
ケース番号		氏名		後見 類型	後見	年 月 日	年 月 日付 審判申立	担当印	報酬助成
担 当 課		住所			補佐		年 月 日付 審判確定・取り下げ	担当印	有・無
		事件番号			補助		年 月 日付 終了	担当印	
ケース番号		氏名		後見 類型	後見	年 月 日	年 月 日付 審判申立	担当印	報酬助成
担 当 課		住所			補佐		年 月 日付 審判確定・取り下げ	担当印	有・無
		事件番号			補助		年 月 日付 終了	担当印	
ケース番号		氏名		後見 類型	後見	年 月 日	年 月 日付 審判申立	担当印	報酬助成
担 当 課		住所			補佐		年 月 日付 審判確定・取り下げ	担当印	有・無
		事件番号			補助		年 月 日付 終了	担当印	
ケース番号		氏名		後見 類型	後見	年 月 日	年 月 日付 審判申立	担当印	報酬助成
担 当 課		住所			補佐		年 月 日付 審判確定・取り下げ	担当印	有・無
		事件番号			補助		年 月 日付 終了	担当印	

様式第 7 号(第 14 条関係)

					ケース番号	
求償費用額徴収関係台帳						
被後見人等氏名			性 別	生年月日	年 月 日生	
			男・女			
現 住 所						
本 籍						
裁 判 所						
事 件 番 号						
事 件 名						
審 判		年 月 日 審判	求償費用額合計		円	
審 判 の 確 定 日		年 月 日 確定	費用徴収方法		一括徴収・分割徴収	
後見人等①	氏 名		登 記 年 月 日			
	住 所					
	連 絡 先					
後見人等②	氏 名		登 記 年 月 日			
	住 所					
	連 絡 先					
納 付 状 況	納 付 回 数	金 額	送 付 月 日	納 付 月 日	印	納 付 計 画
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
備 考						